

## 調査等成績評定要領

平成13年3月27日付け道路公団達第7号

最終改正 平成15年3月28日

### (目的)

第1条 この要領は、日本道路公団が契約を締結した調査、設計、測量、試験及び研究(以下「調査等」という。)の成績評定(以下「評定」という。)を行うにあたっての必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって調査等の適正かつ効率的な施行を確保し、技術水準の向上に資するとともに、請負人及び受託者の適正な選定に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定は、調査等のうち、契約担当者(日本道路公団会計規程(昭和31年道路公団規程第24号)第8条第1項第2号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)又は分任契約担当者(日本道路公団会計規程実施細則(昭和36年道路公団達第10号)第5条第1項第2号に規定する分任契約担当者をいう。以下同じ。)(以下「契約担当者等」という。)が契約を締結した1件の当初契約金額が500万円以上の業務について行うものとする。

### (評定の時期)

第3条 評定は、完了検査又は完了検収完了後、7日以内に行うものとする。

### (評定を行う者)

第4条 契約担当者が請負契約を締結した調査等の評定については、主任補助監督員、監督員及び主任検査員が、分任契約担当者が請負契約を締結した調査等の評定については、監督員及び主任検査員がそれぞれ行うものとする。

2 契約担当者が委託契約を締結した調査等の評定については、業務担当課長及び主任検収員が、分任契約担当者が委託契約を締結した調査等の評定については、業務担当課長、工事長又は助役及び主任検収員がそれぞれ行うものとする。

### (評定表の作成等)

第5条 評定は、調査等の監督、検査又は検収により確認した事項に関し、別表に示す成績評定考査基準について、業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとし、その結果は別に定める評定表に記録するものとする。

2 契約担当者が請負契約を締結した調査等の評定は主任検査員が、委託契約を締結した調査等の評定は業務担当課長が評定点の計算を行い、評定後7日以内に評定表を検査担当者に提出し、検査担当者は、提出された評定表を審査し、契約担当者に提出するものとする。

3 分任契約担当者が請負契約を締結した調査等の評定は主任検査員が、委託契約を締結した調査等の評定は業務担当課長、工事長又は助役が評定点の計算を行い、評定後7日以内に評定表を分任検査担当者及び分任契約担当者に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 契約担当者等は、検査担当者等から評定に係る報告を受けたときは、遅滞なく、当該調査等の請負人又は受託者に対して、評定の結果を別に定めるところにより通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 契約担当者等は、前条の通知をした後、必要があるときは別に定めるところにより評定結果を修正できるものとする。

2 前項による修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該調査等の請負人又は受託者に対して通知するものとする。

(説明請求)

第8条 第6条又は前条による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、書面により、通知を行った契約担当者等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当者等は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(再説明請求)

第9条 前条第2項の回答を受けた者のうち不服がある者は、説明に係る回答を受けた日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、書面により、支社等（日本道路公団組織規程（平成10年道路公団規程第12号）第176条第1項に規定する支社等をいう。以下同じ。）の長に対して、再説明を求めることができる。

2 支社等の長は、前項による再説明を求められたときは、有識者等で構成する委員会の審議を経て書面により回答するものとする。

3 前項の有識者等で構成する委員会の設置及び運営については、別に定める。

(評定結果等の公表)

第10条 契約担当者等は、評定結果の通知、説明請求に対する回答及び再説明請求に対する回答を行ったときは、直ちに別に定めるところにより公表を行うものとする。

附 則

この達は、平成13年3月27日から実施し、同日施行中の調査等から適用する。

附 則

この達は、平成15年3月28日から施行し、平成15年4月1日時点で施行中の調査等から適用する。

## 別表成績評定考査基準

項目	細目
専門技術力	提案力、改善力
	業務執行技術力
	施工時への配慮（注1）
	コスト把握能力（注1）
管理技術力	工程管理能力
	品質管理能力
	迅速性、弾力性、調整能力
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観
成果品の品質（注2）	

注1) 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。注2) 委託業務の評定に関しては、「成果品の品質」を「報告書の出来ばえ」に改める。